

26. 横浜市立市沢小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」とは、児童等が特定の児童等を心理的又は物理的に攻撃する行為(作為であるか不作為であるか問わないものとし、インターネット利用も含む)であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。

・いじめを防止するための基本的な方向性

本校は長い歴史をもった学校で、学区には卒業生も多く住んでいる。そのため、読書ボランティアや学援隊などで地域の方々の協力体制がとても強い。その反面、新しい住宅が増えたり、保護者の意識が変化してきたりすることから、規範意識が希薄になりつつあるという問題点が浮き彫りになっている。

しかし、いじめや暴力は絶対に許さないという気持ちは共通のものであるので、「いじめを見逃さないこと」「いじめ・暴力は決してしてはいけないこと」という意識を啓発していきながら、学校・家庭・地域が連携して、子どもを育てていく必要がある。

さらに、地域・家庭への理解・協力を得るためには、すべての教職員でいじめの問題に取り組んでいくことが大切である。そのためには、方針の理解を深め、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、日々未然防止に取り組んでいく。すべての児童が自己有用感をもち、安心・安全で学校生活を送ることができるよう日々の学校生活の中で取り組む必要がある。

2 組織の位置及び組織的な取組

・組織の構成

「いじめ防止対策委員会」は、学校経営の基盤となる企画会メンバーを中心にして運営することにする。構成員は、学校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、ブロックリーダー、学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。必要に応じて学校カウンセラー等の専門家の参加を求める。

・組織の役割

いじめの疑いが発見された場合は、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会に報告をし、いじめの事案に対して対策委員会が中心になって組織的に取り組み、定期的な対応を行う。構成員の中で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、情報の収集・発信・記録・対応に関する役割分担を行う。重大事態が起こったときは、中心になって調査をする。

また、教職員のいじめ防止のための研修計画を立案する。

・年間計画

月	内容
4	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握・情報収集
5・6	YPアセスメントの研修・実施(いじめアンケート) YPアセスメントの結果による学校状況・児童の実態の共通理解・学級状況の改善 児童理解(個に応じた対応、保健室報告) 特別支援・児童理解研修・第1回人権研修
7	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)
8・9	夏期休業明けの学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)

10	YPアセスメントの実施（いじめアンケート） YPアセスメントの結果による学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)
11・12	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告) 人権週間の取組、いじめ一斉キャンペーンアンケート実施・結果による学校状況・児童の実態の 共通理解・学級状況の改善 第2回人権研修
1	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)
2	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)
3	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告) 次年度に向けてのまとめと引き継ぎ

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

・いじめ防止

すべての児童が安全・安心して学んだり過ごしたりできる場として、人権教育全体計画、豊かな心の育成推進プラン、人権教育などをもとに、教育活動を進める。また、学びの基礎・基本の定着を図りながら、すべての児童が他との違いを認め、「自分は必要とされている、認められている」という自己有用感がもてるよう、児童の居場所づくりを目指して、わかる授業づくりをすすめ、誰もが授業に参加でき、授業場面で活躍できるように日々の授業の工夫に努める。

・いじめの早期発見

日常的に児童の様子(表情や声、保健室での様子など)についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制をつくる。そのためには、授業や休み時間、給食中の中で、ささいな変化やサインを見逃さずに意識的・積極的に児童の様子を見ていく。毎月の「いじめ認知報告」に加え、YPアセスメントやいじめアンケート、カウンセリングの活用を積極的に行う。

・いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を定期的に開催。組織的かつ迅速に対応する。被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導、支援を継続的に行う。

いじめが犯罪行為にあたると思われるような場合や、児童の生命や、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報するとともに、関係機関、専門機関と連携する。

・研修の実施

年間計画に基づいて特別支援・児童理解研修を企画、実施する。

・学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめについて、日々、保護者や地域の方々と情報を交換し共有化していく。PTAや地域とは、共同開催による10月の「市沢フェスタ」、2月の「市沢音楽会」を通して連携を深めていく。

4 重大事態への対応

重大事態が発生したと思われる場合は、直ちに調査を実施するとともに、教育委員会に報告する。いじめ防止対策委員会の設置し、再発防止に向けた対策を検討する。調査結果を教育委員会に報告。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係、いじめ解決への取組を報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。